

誓 約 書

1 温泉法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

2 温泉法第31条第1項第3号の規定により温泉利用許可を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

3 役員が上記1，2のいずれかに該当する者（法人の場合。）

上記1，2，3のいずれにも該当しません。

年 月 日

（住 所）

（名 前）

印

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の名前〕

福山市保健所長 様